

広島市水道局

施工管理研修
建設工事講習会

解体等工事に伴う アスベスト規制について

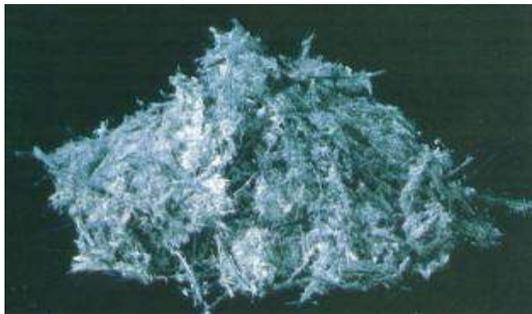
広島市環境局環境保全課（大気騒音係）

※環境省の技術講習会資料（「大気汚染防止法及び政省令の改正について（R2.11）」）から一部引用。

アスベスト（石綿）とは？

- ◎ 石綿は天然に生成した極めて細かい鉱物繊維（髪の毛の1/5,000程度）で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であるため、『奇跡の鉱物』や『魔法の鉱物』と呼ばれていた。
- ◎ 石綿の用途はおよそ3,000種、うち約8割は建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）として昭和30年頃から使用が一般化し、工場・ビル等から一般住宅まで、様々な建築物等に広く使用されてきた。ほかに摩擦材（自動車のブレーキ部品など）、シール断熱材などの用途がある。
- ◎ 石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。厚生労働省の人口動態統計によると、中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和元年には1,466人となっており、約20年間で約3倍に増加している。

クロシドライト（青石綿）



アモサイト（茶石綿）

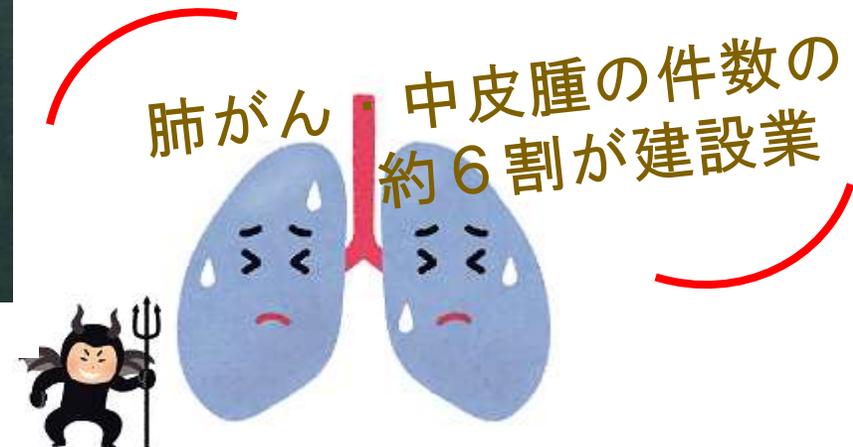


クリソタイル（白石綿）



出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

※ トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト 等



大気汚染防止法による建築物等の解体等工事に伴う規制の推移について

- ・ 高度成長期を最需要期として、過去50年に輸入・生産された石綿は約1,000万tと推定されている。このうち、約800万t（約8割）が建築材料として使用され、うち約700万t（約9割）がレベル3建材に使用されたと推定されている。
- ・ 石綿の使用は、昭和50年から労働安全衛生法において石綿を5%を超えて含有する吹付作業を原則禁止している。
- ・ 以降、規制が順次強化され、平成18年以降、全面的に使用禁止となっている。

平成8年	<u>特定建築材料（吹付け石綿）</u> を使用する一定要件をみたす建築物の解体・改造・補修する作業が「 <u>特定粉じん排出等作業</u> 」となり、 <u>事前届出</u> 、作業基準の遵守義務を規定
平成18年	石綿を含有する <u>断熱材、保温材、耐火被覆材の規制対象への追加</u> 、規制対象の解体等工事の規模要件を撤廃、法対象の建築物に加え工作物も規制対象へ
<u>平成25年</u>	工作物の解体工事についても届出、作業基準の遵守等を義務付け 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を受注者から発注者に変更、 <u>解体工事前の事前調査の実施</u> ・調査結果の説明、作業基準の改正、報告及び検査の対象拡大等、規制を強化

（法改正）

環境省



令和2年の大気汚染防止法の改正までの課題について

<課題1>

規制対象となっていない石綿含有成形板等（レベル3）の不適切な除去による石綿飛散

<課題2>

- ・ 不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし
- ・ 見落とされた現場の都道府県等による把握が困難

<課題3>

短期間の工事の場合、不適切な作業に対する命令を行う前に工事が終わってしまう

<課題4>

不適切な作業による石綿含有建材の取り残し

令和2年の大気汚染防止法の主な改正事項① ～規制対象の拡大～

課題	主な改正事項
<p><課題1> 規制対象となっていない石綿含有成形板等（レベル3）の不適切な除去により石綿が飛散</p>	<p><規制対象> 全ての石綿含有建材に拡大 (現状の規制対象の除去作業(約2万件)の5~20倍増)</p>

▶規制対象（特定建築材料）

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする（法施行令第3条の3）

①吹付け石綿、②石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材、

③石綿含有成形板等・石綿含有仕上塗材(吹付パ-ライト・吹付パ-ミキュライトは除く)

レベルの分類*	レベル1	レベル2	レベル3
特定建築材料の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材、 石綿含有保温材、 石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	<p>①耐火建築物、準耐火建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材</p>  <p>付着した綿状の物質が吹付け石綿</p>	<p>①ボイラ本体、配管等の保温材として張付け ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張付け ③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材</p>  <p>配管の湾曲部に取り付けてあるものが石綿含有保温材</p>	<p>①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート</p>  <p>屋根材が石綿含有スレート板</p>

主な改正事項①関連 ～石綿含有仕上塗材の除去～

▶石綿含有仕上塗材の除去に関する作業基準の新設

建築材の種類	作業基準
石綿含有仕上塗材	除去時は(1)、(2)または <u>これと同等以上の効果を有する措置</u> ※ ¹ を講ずること。 (1)除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること。 (2)電気グラインダーその他の電気工具を用いて除去する場合は次の措置を講ずること。 ①除去部分の周辺を事前に養生すること※ ² 。 ②除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること。 (3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、(2)①で養生を行ったときは、養生を解く前に清掃すること。

※1 負圧隔離養生のほか、十分な集じん機能を有する集じん装置工具を使用することが該当する。
十分な集じん機能を有することを判断するための要件は次のとおり。

- ・ 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること。
- ・ HEPAフィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境へ漏出しないこと。
- ・ 集じん性能として、作業中における作業場所の総繊維濃度が、作業環境の石綿管理濃度 0.15本/cm³ (150本/リットル) を下回ることが示されていること。

なお、工具の性能等を証明するデータ (製品カタログ、実験データ等) を保持しておくこと。

※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

主な改正事項①関連 ～石綿含有成形板等の除去～

▶石綿含有成形板等の除去に関する作業基準の新設

建築材の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	除去時は(1)、(2)または <u>これと同等以上の効果を有する措置</u> ※1を講ずること。
	(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。
	(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。 ①除去部分の周辺を事前に <u>隔離養生</u> （ <u>負圧・前室不要</u> ）すること。 ②除去する建材を薬液等により湿潤化すること。
	(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。 この場合において、(2)①で養生を行ったときは、養生を解く前に清掃すること。
石綿含有成形板	(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。
	(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること。
	(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。

※1 負圧隔離養生（隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）が該当する。

主な改正事項② ～作業計画の作成義務～

注意

レベル3 建材も
作業計画の作成は必要！

作業計画を作成して
作業する必要があります！



課題	主な改正事項
レベル1・2あり 届出 ・作業内容を都道府県等に届出 石綿含有建材の除去等作業	レベル3 解体等工事 ・作業基準の遵守義務 →作業基準適合命令等 →命令違反への罰則 ※ <u>レベル3</u> については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、 <u>届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。</u>

▶ レベル3 建材（レベル1・2 建材以外）について

作業計画の作成は必要（特定粉じん排出等作業の実施届出は不要）

【作業計画に記載する事項】

- 工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
- 工事の場所
- 特定粉じん排出等作業の実施期間
- 対象特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積
- 特定粉じん排出等作業の方法
- 対象となる建築物等の概要（構造・階数・面積等）、配置図、付近の状況
- 特定粉じん排出等作業の工程を明示した工事の概要
- 工事の施工者（下請人含む）の現場責任者の氏名及び連絡場所

主な改正事項③以降の説明前に… ～事前調査の実施等義務～

課題	主な改正事項
<p>事前調査</p> <ul style="list-style-type: none">石綿含有建材の使用の有無を調査調査結果を発注者に説明 <p><課題2> ▼<u>不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし</u> (見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 一定規模以上等の建築物等について 石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果の都道府県等への報告の義務付け ※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。原則として電子による報告とし、制度開始時より運用。○ 事前調査方法を法定化 ※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等 (3年程度で30万人～40万人程度の育成に向け取り組む。)○ 事前調査に関する記録の作成・保存の義務付け



事前調査は義務です

▶事前調査の実施、発注者への説明、工事現場への掲示等について(平成25年施行)

解体等工事※¹の元請業者(又は自主施工者)は、解体等する建築物や工作物に石綿が使用されているか否かについて必ず事前調査を行い、発注者へ調査結果を書面で説明※²するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示※²することが必要。

※1 解体等工事とは、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事のこと。
解体等工事の定義は「大気汚染防止法の手引き(解体等工事編)」p.6を参照のこと。

※2 **調査の結果、石綿の使用が無かった場合でも、その旨を書面で説明し、掲示する必要がある。**
なお、説明は作業開始前(届出対象特定工事(レベル1及び2)の場合は工事開始の14日前まで)に元請業者等から発注者へ行う必要がある。

<事前調査結果の掲示など>

- ▶ A 3用紙以上のものを、公衆が見やすい位置に掲示すること。

石綿有無に関わらず
掲示が必要

石綿有の場合に
掲示が必要

42.0cm以上

42.0cm以上

例

事前調査掲示イメージ図	作業内容等の掲示イメージ図
石綿(アスベスト)の事前調査結果	建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ
調査の方法	届出先
書面調査・現地目視調査 (実施者:)	〇〇労働基準監督署 〇〇県
分析調査(実施者:)	届出年月日
	●年●月●日
事前調査の結果	特定粉じん排出等 作業の実施期間
吹付け石綿 石綿含有保温材 石綿含有成形板等(みなし)	●年●月●日・●年●月●日
調査終了年月日	作業の方法
●年●月●日	除去・囲い込み・封じ込め 集じん・排気装置の機種・型式・台数 排気能力・使用するフィルタの種類 使用する資材及び種類 排出又は飛散の抑制方法……
元請業者(自主施工者) (株)〇〇〇〇	発注者 〇〇〇〇〇
	元請業者 〇〇〇〇〇



A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、
縦・横はどちらでも可。

掲示物の参考様式↓

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/250158.html>

主な改正事項③ ～事前調査結果の報告義務～

課題

主な改正事項

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼ **不適切な事前調査**による石綿含有建材の**見落とし**
(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)



- 一定規模以上等の建築物等について
石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果の都道府県等への報告の義務付け
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。原則として電子による報告とし、制度開始時より運用。
- **事前調査方法を法定化**
※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等
(3年程度で30万人～40万人程度の育成に向け取り組む。)
- **事前調査に関する記録の作成・保存**の義務付け

▶ **事前調査結果の都道府県等（広島市）への報告義務付け**（令和4年4月1日施行）

解体 石綿の有無に関わらず 次のいずれかに該当する場合には**報告が必要**※。

- ① 解体部分の**延床面積が80㎡以上の建築物の解体工事**
- ② 請負金額が**100万円以上（税込）の建築物の改修工事**
- ③ 請負金額が**100万円以上（税込）の特定の工作物の解体または改修工事**

特定の工作物



※ **石綿事前調査結果報告システム**（原則、電子による報告）

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

電子システム報告



<事前調査結果の報告が必要となる「特定の工作物」とは？>

特定建築材料が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める特定の工作物は次のとおり。

- ① 反応槽
- ② 加熱炉
- ③ ボイラー及び圧力容器
- ④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く※¹）
- ⑤ 焼却設備
- ⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
- ⑧ 変電設備
- ⑨ 配電設備
- ⑩ 送電設備（ケーブルを含む※²）
- ⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ⑫ トンネルの天井板※³
- ⑬ プラットホームの上家
- ⑭ 遮音壁
- ⑮ 軽量盛土保護パネル
- ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く）

※1 農業用パイプラインを含み、上水道管は含まない。

※2 送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告がある。

※3 トンネルには鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設及び軌道法による鉄道施設は含まない。

主な改正事項④-1 ～事前調査方法の法定化～

課題

主な改正事項

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

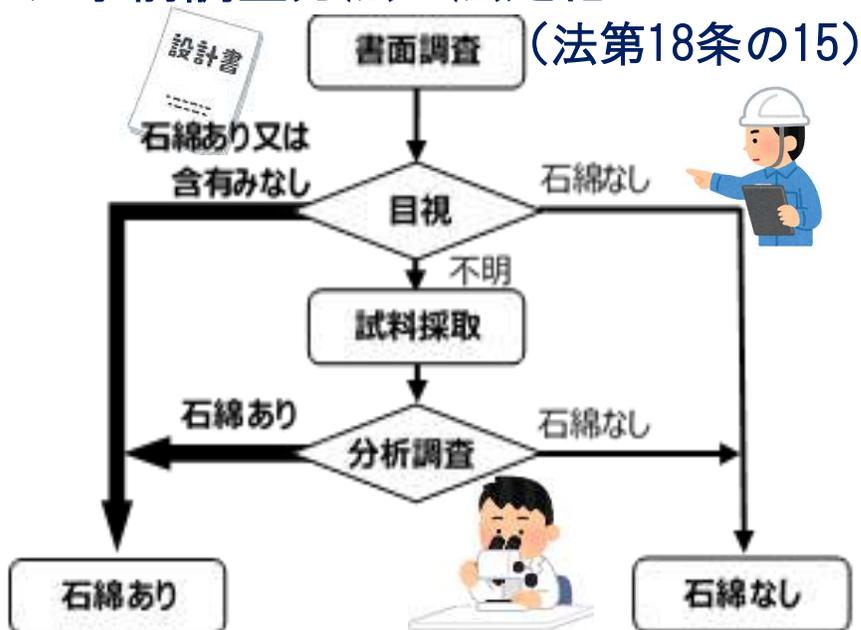
<課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし
(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)



- 一定規模以上等の建築物等について
石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果の都道府県等への報告の義務付け
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。原則として電子による報告とし、制度開始時より運用。
- 事前調査方法を法定化
※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等
(3年程度で30万人～40万人程度の育成に向け取り組む。)
- 事前調査に関する記録の作成・保存の義務付け

▶事前調査方法の法定化



① 書面調査

設計図書等により新築工事に着工した日、建築材料を確認する。また、使用されている建築材料に石綿が使用されているか否か、石綿含有建材データベース等を使用した調査を行う。

② 現地での目視による調査

現地で各部屋・部位を網羅的に確認する（書面調査と照合）。書面調査のみで「石綿なし」と判断してはならない※。

③ 分析による調査

同一材料ごとに代表試料を採取・分析し、石綿含有の有無を判定。

※ 平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や、ガasket等猶予期間を設けられていた一部製品の使用禁止後に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで良い。

主な改正事項④-2 ～事前調査方法の法定化～



課 題	主な改正事項
<p>事前調査</p> <ul style="list-style-type: none">石綿含有建材の使用の有無を調査調査結果を発注者に説明 <p><課題2> ▼<u>不適切な事前調査</u>による石綿含有建材の<u>見落とし</u> (見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 一定規模以上等の建築物等について <u>石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果の都道府県等への報告の義務付け</u> ※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。原則として電子による報告とし、制度開始時より運用。○ <u>事前調査方法を法定化</u> ※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等 (3年程度で30万人～40万人程度の育成に向け取り組む。)○ <u>事前調査に関する記録の作成・保存の義務付け</u>



有資格者

▶事前調査を行う者（必要な知識を有する者）（令和8年1月1日 改正・施行）

事前調査（書面調査・目視調査）は、必要な知識を有する者に実施させる必要がある。

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ実施可)
- 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 工作物石綿含有建材調査者講習を修了した者

(注) 「分析調査」に係る資格制度は、上記とは別に厚生労働大臣が定める

主な改正事項④-2 ～事前調査方法の法定化～

区分	対象物	事前調査の資格（下記のいずれか）
建築物	建築物（建築設備を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者 ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者※
特定工作物	①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、 ④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、 ⑤焼却設備、⑥貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く） ⑦発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、 ⑧変電設備、⑨配電設備、⑩送電設備（ケーブルを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物石綿事前調査者
	⑪煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く） ⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、 ⑮軽量盛土保護パネル、 ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、 ⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

※建築物のうち、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る

主な改正事項⑤ ～事前調査の記録・保存義務～

課 題	主な改正事項
<p>事前調査</p> <ul style="list-style-type: none">石綿含有建材の使用の有無を調査調査結果を発注者に説明 <p><課題2> ▼<u>不適切な事前調査</u>による石綿含有建材の<u>見落とし</u> (見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 一定規模以上等の建築物等について <u>石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果の都道府県等への報告の義務付け</u> ※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。原則として電子による報告とし、制度開始時より運用。○ <u>事前調査方法を法定化</u> ※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等 (3年程度で30万人～40万人程度の育成に向け取り組む。)○ <u>事前調査に関する記録の作成・保存の義務付け</u>



▶事前調査に関する記録※の作成・保存の義務付け

○事前調査の記録

解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録すること。**作成した記録は写しを取り、工事現場に備え置く。**なお、当該記録は解体等工事が終了した日から**3年間保存**する。

○発注者への説明の書面の写し

解体等工事が終了した日から**3年間の保存**が必要。

※ 記録の保存は電子でも可能。

記録の参考様式→<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/250158.html>

主な改正事項⑥ ～直接罰の創設～

課 題

主な改正事項

(特定粉じん排出等作業)

<課題3>

▼短期間の工事の場合、不適切な作業に対して
命令を行う前に工事が終わってしまう



- 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設
- 下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加

▶直接罰の創設

隔離養生等を行わず吹付け石綿等を除去等作業を行った場合には、作業基準適合命令等を介さずに直接罰（3か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が適用される。



(特定建築材料の除去等の方法)

作業の種類	方 法
除去	(1)かき落とし、切断、又は破砕することなく取り外す方法
	(2)除去を行う場所から隔離し(前室も設置)、除去を行う間、JIS z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法
	(3)(2)に準ずるもの(例えば、グローブバッグ方式)
石綿の飛散防止のための処理	囲い込み又は封じ込め(吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する石綿含有断熱材等の囲い込み等を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、作業を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、隔離した場所においてJIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法)

主な改正事項⑦ ～作業基準遵守義務者の追加～

課 題

主な改正事項

(特定粉じん排出等作業)

<課題3>

▼短期間の工事の場合、不適切な作業に対して
命令を行う前に工事が終わってしまう



- 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設
- 下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加

▶作業基準遵守義務の対象に下請人を追加

下請負人にも作業基準遵守義務・罰則（除去等の措置の義務違反、作業基準適合命令等違反）が適用される。

このため、元請業者等は、下請人に対して、特定粉じん等排出作業の方法等を事前に説明する必要がある（請負契約書に記載するなど文書による説明が望ましい）。

【下請人に説明しなければならない事項】

- 特定粉じん等排出作業の工程を明示した工事工程の概要
- 特定粉じん等排出作業の種類
- 特定粉じん等排出作業の実施の期間
- 特定粉じん等排出作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積



主な改正事項⑧ ～作業完了の確認を行う者など～

適切な除去を！



課題	主な改正事項
(特定粉じん排出等作業)	
<課題4> ▼ <u>不適切な作業</u> による石綿含有建材の取り残し	○ 作業結果の発注者への報告の義務付け ○ 作業記録の作成・保存の義務付け ※ 必要な知識を有する者による作業終了の確認

▶作業完了の確認を行う者

取り残し等ないよう、作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者^{※1}に、当該確認を目視により行わせることが義務付けられた。

▶清掃

作業基準において特定建築材料除去後、作業場の隔離又は養生を解く前に、清掃の実施が義務づけられた。

▶隔離を解く際の確認

一般大気中への飛散のおそれがないことの確認^{※2}が義務づけられた。

※1 事前調査を行わせる者（建築物）又は石綿作業主任者

※2 清掃、作業場内の浮遊粉じんの集じん等を行った上で、繊維状粒子状物質自動測定器等による総繊維数濃度の測定による確認等をいう。

主な改正事項⑨ ～作業結果の発注者への報告義務～

課題	主な改正事項
(特定粉じん排出等作業) <課題4> ▼ <u>不適切な作業</u> による石綿含有建材の取り残し	○ <u>作業結果の発注者への報告</u> の義務付け ○ <u>作業記録の作成・保存</u> の義務付け ※ 必要な知識を有する者による作業終了の確認



▶作業結果の発注者への報告

工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に書面で作業結果を遅滞なく報告することが義務付けられた。

【報告する事項】

- 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- 特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了の確認を行った者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項※



※ 石綿作業主任者技能講習等を受講した機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、その旨）

主な改正事項⑩ ～作業記録の作成・保存義務～

課題

主な改正事項

(特定粉じん排出等作業)

<課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の取り残し

- 作業結果の発注者への報告の義務付け
 - 作業記録の作成・保存の義務付け
- ※ 必要な知識を有する者による作業終了の確認

▶作業記録の作成

工事の元請業者等又は下請人は、施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業が計画に基づき適切に行われているか確認し、作業の実施状況を記録し、工事が終了するまでの間、保存する必要がある。

【記録する事項】

- 確認年月日
- 確認の方法
- 確認の結果 (確認の結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容)

【記録の方法】

- 写真、動画、点検記録簿などによる



主な改正事項⑪ ～作業基準の強化～

▶確認頻度の強化

集じん・排気装置が正常に稼働していること、作業場及び前室が負圧に確保されていることの確認頻度が増えた。

確認の種類	タイミング・頻度	確認の方法等
集じん・排気装置が正常に稼働していること	初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	●粉じんを迅速に測定できる機器 ・デジタル粉じん計 ・パーティクルカウンター ・繊維状粒子自動測定器 ●確認事項 作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと
	除去等を行う日の開始日	
	<u>集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合</u>	
	<u>その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）</u>	
作業場及び前室が負圧に保たれていること	除去等を行う日の作業開始前	●確認の方法 ・微差圧計による測定 ・目視による空気の流れの確認 ●確認事項 負圧が確保されていること
	<u>作業中断時（休憩や当日作業終了で退室した時）</u>	

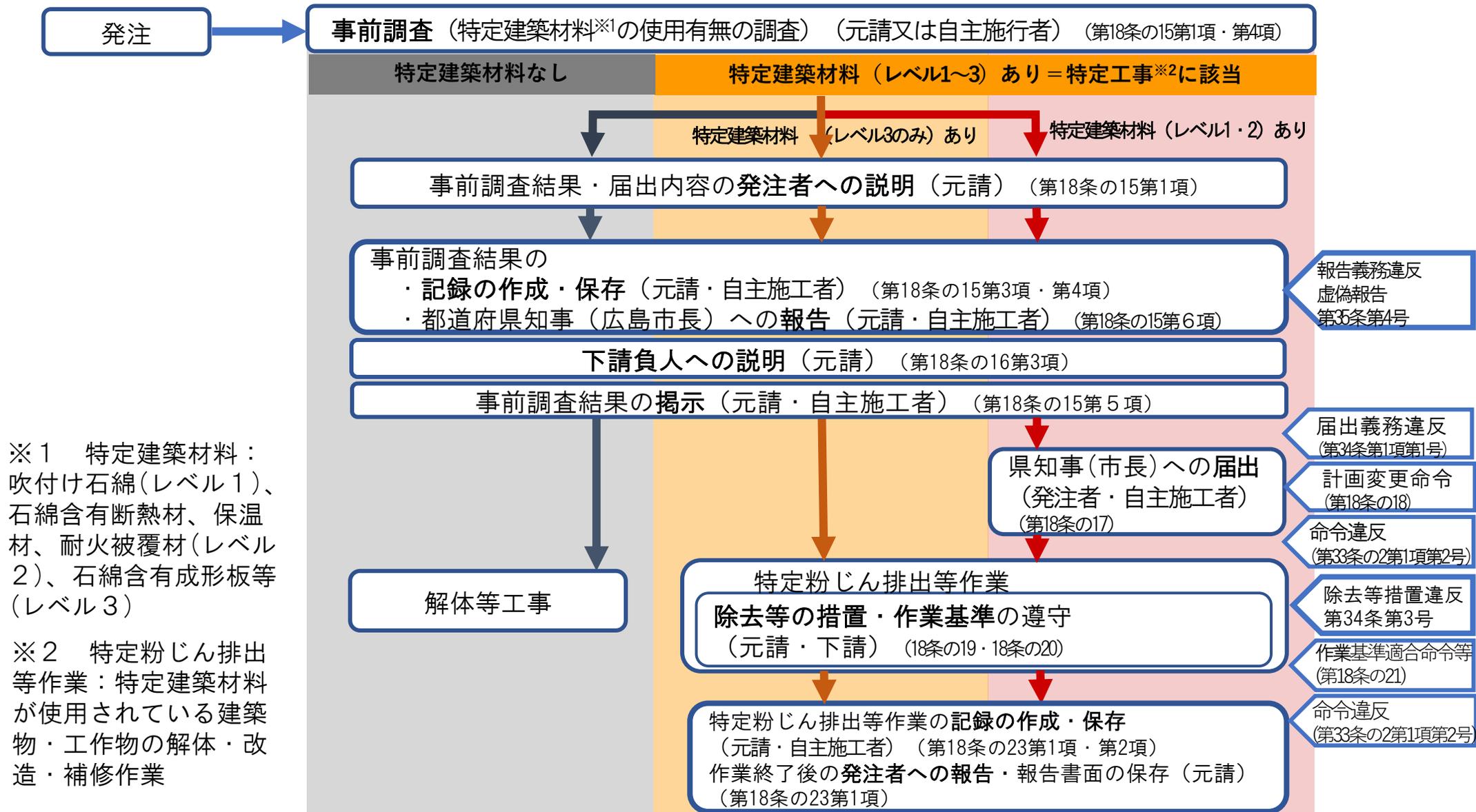
※ 異常が確認された場合には、作業を中止させ、装置等の補修など必要な措置を行うよう指導のこと。

(参考) 解体等工事着工前に作成する記録に関する一覧表



全ての解体等工事の必要項目 (○) 、 特定工事 (Lv1~3建材有) に該当するとき (○+◎) 、 届出対象特定工事 (Lv1~2建材有) に該当する場合 (○+◎+●)	説明		記録	作計 業画
	発注者	下請負人		
事前調査の結果	○			
事前調査の終了年月日	○		○	
事前調査の方法	○		○	
書面調査及び目視調査を行ったときは、その者の氏名及び当該者が建築物石綿含有建材調査者に該当することを明らかにする事項 (R5.10.1~)	○		○	
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	◎	◎		◎
特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法	◎	◎		◎
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	◎	◎		◎
特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	◎			◎
作業方法として法第18条の19に規定する各措置をそれぞれに定める方法により行うものでないときは、その理由	●			
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	●			◎
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	●			◎
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			○	◎
解体等工事の場所			○	◎
解体等工事の名称及び概要			○	
解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日			○	
解体等工事に係る建築物等の概要			○	
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分			○	
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称			○	
解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か (特定建築材料に該当するとみなした場合にあっては、その旨) 及びその根拠			○	

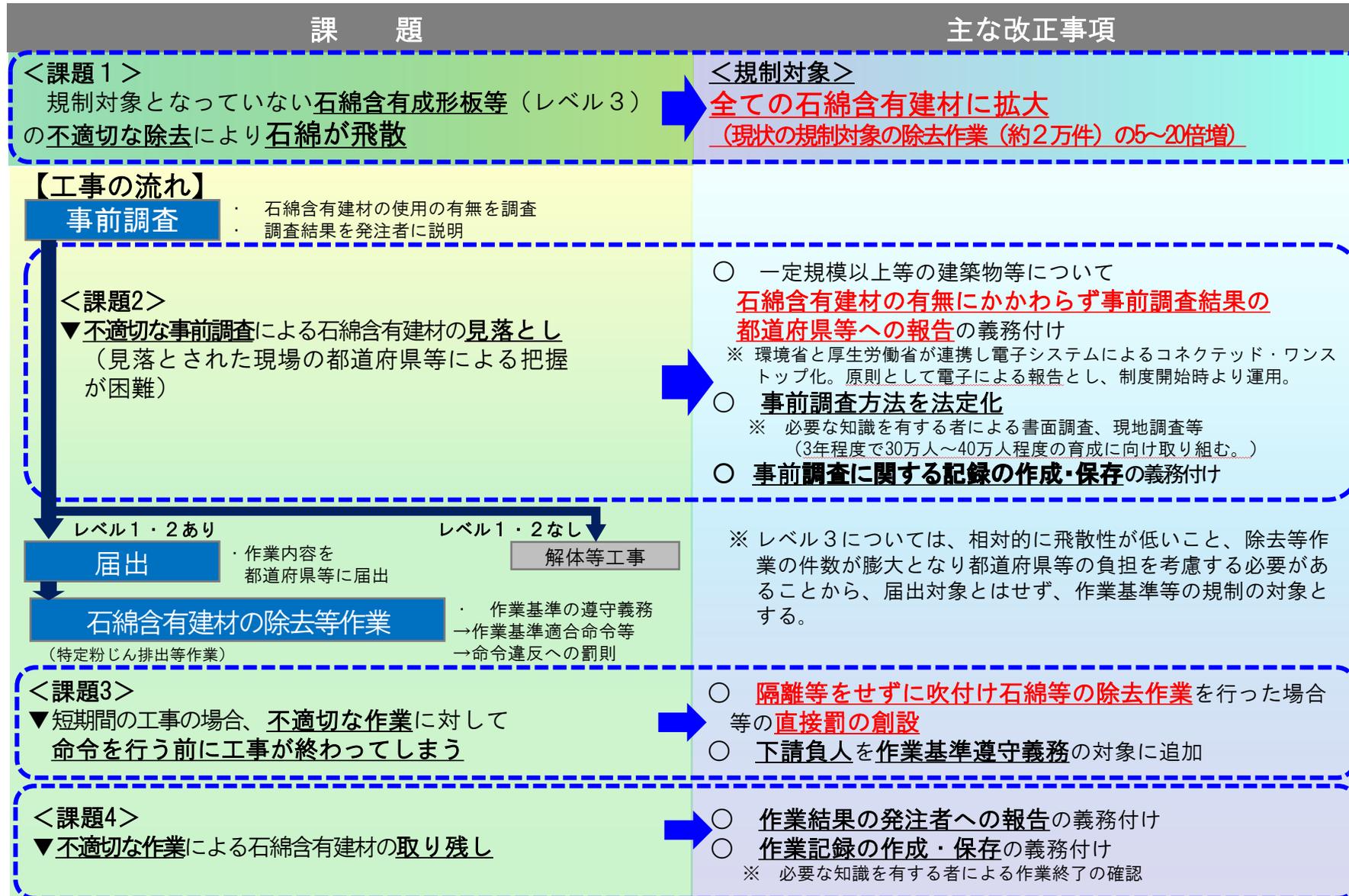
(参考) 大気汚染防止法改正後の解体等工事に係る規制概要



※1 特定建築材料：
吹付け石綿(レベル1)、
石綿含有断熱材、保温
材、耐火被覆材(レベル
2)、石綿含有成形板等
(レベル3)

※2 特定粉じん排出
等作業：特定建築材料
が使用されている建築
物・工作物の解体・改
造・補修作業

大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要（公布日：令和2年6月5日）



■参考資料

- ① 大気汚染防止法及び政省令の改正について（環境省公式Youtube）
<https://www.youtube.com/watch?v=r9Gatt0ZQY4>
 - ② 大気汚染防止法の手引き（解体等工事編）
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13310.html>
 - ③ 特定工作物の具体例（厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト）
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>
-

①



②



③



最後に…

○工事現場にて

- ・ 事前調査結果の看板含め、掲示物の掲示は確実に行うこと

→当課に寄せられる市民苦情の体感3割程度が「工事現場に必要な掲示物の掲示が無い」。
「どこの業者がどのような工事をどのくらいの期間で行うのかが分からない」、「隣の工事現場からアスベストが飛散しているのではと思い、不安だ」等の声が多く寄せられる。

○事前調査結果報告時にて

- ・ 報告申請前に、工事場所の住所と報告先の自治体に矛盾が無いか確認すること

→当課で受け付けている報告は、広島市内で行われている工事に関する報告のみ。他の自治体宛てに報告が必要な案件が、週に2~3件は紛れ込んでいる。

- ・ 「吹付け仕上塗材」を「吹付け材」と混同して報告しないこと

→鉄筋コンクリート造の外壁等によく吹付けられている仕上塗材(レベル3建材)が、吹付け材として報告されるケースが散見される。石綿事前調査結果報告システム内における吹付け材とは鉄骨軸組への耐火被覆、内部仕上げの吹付けパーライト等(レベル1建材)を示す。



広島市水道局

施工管理研修
建設工事講習会

ご視聴ありがとうございました。